

情報公開事務の手引き

令和3年3月

 沖縄県総務部総務私学課

情報公開事務の手引き (令和3年3月)

総目次

I	沖縄県情報公開条例の解釈運用基準	1
II	沖縄県情報公開事務取扱要綱	89
III	条例、規則等	
1	沖縄県情報公開条例	120
2	沖縄県情報公開条例施行規則	129
3	知事が保有する公文書の開示等に関する規則	130
4	沖縄県情報公開条例第19条に基づく費用を定める告示	147
5	沖縄県情報公開審査会規則	148
6	沖縄県情報公開審査会運営要領	149
7	沖縄県行政情報センター等設置運営規程	150
8	沖縄県行政資料収集管理規程	152
9	沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領	153
10	沖縄県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める法人	160
11	〇〇協会情報公開モデル要綱	161
12	文書管理規程(抜粋)	177
13	沖縄県文書編集保存規程(抜粋)	180
14	沖縄県電磁的記録管理規程	184
15	文書管理規程の改正、沖縄県文書編集保存規程の改正及び 沖縄県電磁的記録管理規程の制定について(通知)(抜粋)	186
16	沖縄県事務決裁規程(抜粋)	188
17	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(抜粋)	189
18	行政不服審査法(抜粋)	190
IV	資料	
1	公文書の開示に関する事務の流れ	
(1)	行政情報センターに公文書(写しの交付)の開示請求があり、センター協議室 で開示する場合	197
(2)	出先窓口に公文書(写しの交付)の開示請求があり、当該出先機関で開示する 場合	198
(3)	審査請求があった場合の事務の流れ	199
2	諸様式の記載例	200

沖縄県情報公開条例の解釈運用基準

(知事部局の各所属長あて 総務部長通知)

一部改正 平成14年10月23日、平成18年10月18日、平成21年3月4日、平成30年3月12日、
令和2年3月13日、令和2年7月28日、令和3年3月22日

目 次

第1章 総則	
第1条	目的・・ 3
第2条	定義
第1項	実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第2項	公文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第3条	解釈及び運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第4条	適正使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第2章 公文書の開示	
第5条	開示請求権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第6条	開示請求の手續・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第7条	公文書の開示義務
(1)	法令秘情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2)	個人に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(3)	法人等に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(4)	公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）・・・ 28
(5)	公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）・・・・・・・・・・・・ 29
(6)	審議、検討等に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(7)	事務又は事業に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第8条	部分開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第9条	公益上の理由による裁量的開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第10条	公文書の存否に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第11条	開示請求に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第12条	開示決定等の期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第13条	開示決定等の期限の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第14条	理由付記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第15条	事案の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
第16条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第17条	開示の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第18条	他の制度との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第19条	費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第3章 審査請求等	
第1節 諮問等	
第19条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第20条	審理員による審理手續に関する規定の適用除外・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第21条	審査会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第22条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續・・・・・・・・・・・・ 65
第2節 沖縄県情報公開審査会	
第23条	設置及び組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第3節 審査会の調査審議の手續	
第24条	審査会の調査権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第25条	意見の陳述・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第26条	意見書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
第27条	提出資料の写しの送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第28条	調査審議手續の非公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第29条	答申書の送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第30条	規則への委任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

	第 4 章 情報提供の推進	
第31条	情報提供の推進	77
第32条	行政資料の積極的収集等	78
第33条	出資等法人の情報公開	79
	第 5 章 雑則	
第34条	公文書の検索資料の作成	80
第35条	公文書の管理体制の整備	81
第36条	条例の周知	82
第37条	運用状況の公表	83
第38条	適用除外	84
第39条	委任	85
第40条	罰則	86
附 則		87

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、沖縄県情報公開条例（以下「条例」という。）の制定の目的を明らかにしたものであり、第3条（解釈及び運用）の規定とともに、条例全体の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈】

- 1 本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。
- 2 「知る権利」については、憲法上明文の規定はなく、学説・判例上も未だ確立された権利とまではいえないものの、これが情報公開に対する関心を高め、その制度化を推進する役割を果たしてきたことは高く評価されることから、情報公開の理念として、目的に明記したものである。
- 3 「県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県民から県政を付託された県が、県政の諸活動を具体的に明らかにし、県民に対し説明する責務を果たしていくとする趣旨である。
- 4 「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が保有している公文書の開示を請求する権利を設定することをいう。したがって、実施機関は、本条例に定める要件を満たした公文書の開示請求に対して、当該公文書の開示に応じなければならない条例上の義務を負うものである。
また、開示請求に対する実施機関の決定に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てや行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。
- 5 「情報公開の総合的な推進」とは、公文書開示制度の充実とともに、情報公表施策及び情報提供施策を整備拡充することにより、県が保有する情報の公開を総合的に進めていく趣旨である。

6 「参加と監視」とは、県民が行政の諸活動を注視し、実施機関に説明を求め、又はその説明を聴いて行政に関する意見を形成し、行政が適切に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することなどの意味である。

県民が行政の遂行状況について必要な情報を入手することにより、行政運営に関する確かな参加と監視の下に適正な意見を形成できるようにするとともに、公正で県民の意見が反映された県政の推進に寄与することを目的とするものである。

【参考】

公文書開示制度と情報提供

公文書開示制度は、開示請求者が開示請求すれば、原則としてすべての情報を義務的に開示する制度であり、県が保有している公文書をそのまま開示するものである。

一方、情報提供は、県が必要と認めた情報を県民に対し、任意に自主的に提供するものであり、生の情報をそのまま開示することに比べ、整理したり、説明を加えたりして多くの人に理解しやすい形で提供するものである。

このように、公文書開示制度と情報提供とは、県の保有する情報を核として、それぞれ独自の機能を分担しながら互いに補完しあっているのであり、一体となって公正で開かれた県政の推進に資するものである。

したがって、従来から様々な形で行われてきている県民への情報提供は、公文書開示制度があるとの理由で制限されてはならず、今後も一層充実して実施していかねばならないものである。

なお、情報提供の具体的な取扱いについては、次のことに留意する。

(1) 事務事業の執行に当たって情報の提供をする場合

個々の事務事業を円滑に執行するため、種々の方法により情報を関係者等に提供することは、本条例の規定により禁止され、又は制限されるものではなく、当該情報の内容、事務事業の趣旨及びその目的に即して、個々の事務事業の中で判断されるべきものである。

(2) 法令等の規定により情報の提供について定めがある場合

法令等の規定により公文書の提出等が定められている場合には、当該公文書の提出等に応ずるかどうかは、本条例の定めるところではなく、当該公文書の内容、当該法令等の規定の趣旨及びその目的に即して個別具体的に判断されるべきものである。

〔具体例〕

- ・議会からの書類等の検閲要求（地方自治法第98条第1項）
- ・国の行政機関からの資料の提出要求（地方自治法第245条第1号ロ）
- ・各大臣からの資料の提出要求（地方自治法第245条の4第1項）
- ・裁判所からの文書送付の囑託（民事訴訟法第226条）
- ・捜査機関からの必要事項の照会（刑事訴訟法第197条第2項）
- ・弁護士会からの必要事項の照会（弁護士法第23条の2第2項）

第2条 定義

第2条 第1項 実施機関

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

【趣旨】

本項は、本条例に基づき公文書の開示を実施する機関を定めたものである。

【解釈】

- 1 「**実施機関**」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、実施機関の組織規則等により定められている本庁各課等及び出先機関の全体を含む意味で用いている。
なお、地方独立行政法人は、県とは別の法人格を有する法人であるが、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様にその諸活動を県民に説明する責務を自ら有する法人であると判断されるため、本条例の実施機関としたものである。
- 2 「**実施機関**」は、本条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。
- 3 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき設置された共済組合や一定の設立目的をもって寄附行為や定款等に基づき設置された団体は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関の範囲には含まれないものである。（地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会等）

第2条 第2項 公文書

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第27条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本項は、本条例の適用対象となる「公文書」の範囲を明らかにするものである。

【解釈・運用】

- 1 開示請求権の対象については、「公文書」とし、「情報」とはしていない。これは、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様な情報が様々な媒体に記録されている場合にどの情報を請求するものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることによる。
- 2 「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。県が設立した地方独立行政法人にあっては、理事長、理事等の役員を含むものである。
- 3 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。
- 4 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録全般をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD-R等）の他、内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。

また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。

5 「第27条第1項及び第2項を除き」とは、条例第27条第1項及び第2項に規定する審査会から他の審査請求人等へ送付することとなっている資料は、電磁的記録に記録された事項を記載した書面となっており、録音テープやビデオテープ等は対象とならないため、ここでいう電磁的記録の適用から除いている。

6 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。

したがって、次のものは公文書（組織共用文書）には該当しない。

- (1) 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（個人のノート・手帳・メモ類、自己研鑽のための研究資料、備忘録等）
- (2) 職員が、自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- (3) 職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の、職員の検討段階の文書等）

ただし、これらの個人的な検討段階で作成した資料等であっても、組織的な検討に付され、又は起案文書等に添付され、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は組織共用文書となり、公文書として取り扱う。

7 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）していれば、「所持」に該当し、保有しているといえることができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

なお、保存期間が過ぎた文書であっても、廃棄の手続がなされず保存されている場合には、保有しているものに当たり対象公文書となる。

8 「ただし書」は、対象公文書から除外されるものを定めたものである。

(1) 第1号

官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、購入等することにより、一般にその内容を知ることができ、開示請求の対象とする必要がないことから、対象公文書から除くこととするものである。

(2) 第2号

沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものについては、これらを一般に閲覧又は視聴させるという当該施設の設置目的に応じ、それぞれの施設において定められた公開方法、手続等の基準に従って利用されるべきであり、開示請求の対

象とすることは適当でないことから、規則でその範囲を明確にして開示請求の対象から除くこととするものである。

本号の歴史的な資料等の範囲については、沖縄県情報公開条例施行規則（以下「施行規則」という。）第1条（条例第2条第2項第2号の規則で定める機関）で定める機関において、適切な管理が行われているものであることを要件としている。

その他知事が規則で定める機関（施行規則第1条）

- ・ 沖縄県平和祈念資料館
- ・ 沖縄県立図書館
- ・ 沖縄県立博物館・美術館
- ・ 沖縄県立埋蔵文化財センター

9 公文書（組織共用文書）の範囲については、次のとおりとする。

(1) 作成した文書、図画

課長等一定の権限を有する者を含めて行われる組織的な検討に付された時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているもの
ア 起案文書は、一般的には、従来の処理方針又は事案の決定権者の指示等により作成されるものであるため、起案者により作成され、回議に付した時点で、組織的な検討に付されたものとみなし、公文書として取り扱う。

イ 決裁を要しない台帳、カード等の帳票類は、作成され、又は必要な情報が記載された時点で、組織としての共用文書の実態を備えたものとみなし、公文書として取り扱う。

ウ 知事・部長等への説明資料、各種会議資料又は行事予定表等で決裁・回覧等の手続を行わなかった文書、図画であっても、課長等一定の権限を有する者が、当該文書等の存在及び内容を了知した時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているものは公文書として取り扱う。

エ 内容検討の途中で、修正等により差し替えられ、又は廃案により不要となった文書、図画は、当該時点以降、公文書には該当しない。

(2) 取得した文書、図画

收受した時点以降のものであって、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているもの。例えば、申請書、届出書、報告書、通知文書、照会文書等である。

会議等に出席した際に配布された資料は、出席者が配布を受けた時点で実施機関が收受したものとみなす。

なお、事務連絡、案内状等簡易な文書又は私文書であっても、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されているものは公文書に該当する。

(3) 電磁的記録

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 汎用コンピュータやパソコンを用いて行う業務用システムにおいて利用される電磁的記録は、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されていると認められ、公文書に該当する。

イ 職員が起案文書や資料等を作成するため、パソコンやワープロを用いて補助的・一時的に作成した電磁的記録は、当該職員の判断により随時廃棄（消去）等の処分

が可能であり、また、一般的には紙に出力した後は、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存する必要がないため、公文書には該当しない。

ただし、記録された内容の重要性や今後の反復利用等から、紙に出力した後も、実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている場合には、公文書に該当する。紙に出力したものと、電磁的記録の双方が公文書に該当することとなる。

ウ 審議会等の会議内容を録音した電磁的記録は、会議録の作成等の業務に必要なものとして利用・保存されている間、公文書に該当する。

第3条 解釈及び運用

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する県民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、条例第1条（目的）の規定とともに、条例全般にわたる解釈及び運用の基本方針と実施機関の責務について定めたものである。

【解釈】

1 「公文書の開示を請求する県民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」とは、本条例の基本理念である原則開示の精神を表したものである。

「権利が十分に尊重されるように」ということは、公文書の開示をするかどうかの判断ばかりでなく、公文書開示請求に係る手続の上にも反映されなければならないものである。

2 「個人に関する情報がみだりに公にされることがないように」とは、開示を原則とする公文書開示制度の下においても、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から、個人に関する情報については、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

【運用】

1 本条例の解釈運用に当たり、特に留意しなければならない事項は、次のとおりである。

- (1) 条例第7条の各号に掲げる情報（不開示情報）に該当するかどうかの判断は、「原則開示」の理念に基づき適正に行わなければならない。
- (2) 条例第8条（部分開示）の判断に当たっては、開示請求者の立場に立って十分に検討するものとする。
- (3) 実施機関は、開示請求の受付から開示実施までの手続及び不服申立ての手続を迅速かつ的確に行わなければならない。

2 個人に関する情報の具体的な保護については、条例7条第2号で定めており、個人に関する情報が記録された公文書の開示をするかどうかの判断は、当該規定に基づき行うことになる。特に同号ただし書に該当するかどうかの判断については、本条後段の趣旨に即して慎重に行わなければならないものであり、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

また、個人に関する情報については、条例第31条（情報提供の推進）の規定に基づき情報提供の推進を図る場合においても、本条後段の趣旨を踏まえて、最大限の配慮をしなければならない。

なお、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）にも十分留意する必要がある。

第4条 適正使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例に基づき、公文書の開示を受けた者の責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 公文書開示制度は、開示請求の理由や情報の使用目的の個別的事情を問わないものであるが、開示請求によって得た情報を使用して他人の権利利益を侵害すること等が許されないことは当然であり、その旨を訓示的に規定するものである。
- 2 「この条例の目的に即して」とは、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。」という条例第1条（目的）に従ってという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けた者は、当該開示によって得た情報を、社会の良識に従って使用しなければならないという趣旨であり、これを濫用して他人の権利や利益を侵害することがあってはならないことをいう。

【運用】

- 1 実施機関は、公文書の開示をするときは、開示を受ける者に対し適正な使用について啓発するものとする。
- 2 公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、実施機関は、当該使用者又は使用しようとする者に対してその情報の使用の中止又はその情報を使用しないことを要請するものとする。

第2章 公文書の開示

第5条 開示請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、本条例が定めることを明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等（民事訴訟法第29条）も含まれる。

- 2 「当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」
何人も、求める公文書を保有している実施機関に対して開示請求をすることができるとするものである。
仮に、求める公文書を保有していない実施機関に対して開示請求が行われた場合には、通常は、公文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を受領する前に、求める公文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していればその窓口を案内する等適切な情報提供を行うことになるが、なお当該実施機関に開示請求が行われれば、当該請求に係る公文書を保有していないことを理由として、開示しない旨の決定（条例11条第2項。以下「不開示決定」という。）が行われることになる。

- 3 開示請求権の一般的性格
本条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。
また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条（部分開示）に規定する部分開示による場合及び条例第17条（開示の実施）に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

第6条 開示請求の手続

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈】

1 開示請求書（第1項）

(1) 書面主義

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、実施機関の開示請求を受け付ける窓口を持参して提出することとした。

(2) 開示請求書の記載事項

ア 本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり、条例第11条第2項の規定による不開示決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう本条第2項の補正を求めることになる。

イ 「公文書の名称」については、求める公文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものでもよい。

ウ 「公文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、開示請求された公文書が特定されたものとして扱うことになる。

2 「開示請求書の補正」（第2項）

(1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、本条第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る公文書が特定されていない場合を含む。

また、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の公文書の名称等であつて、本来外国語で記載されるべき場合を除く。）も「形式上の不備」に当たる。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

- ア 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して実施機関が判断する。
- イ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して不開示決定を行うことになる。
- ウ 実施機関が補正を求めた場合には、補正に要した期間は、開示決定等の期間に含まれないことになる。

(3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

本規定は、主として、公文書の特定が不十分である場合の実施機関の対応について規定したものである。公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者は公文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

【運用】

- 1 公文書の開示請求は、開示請求しようとする者が、知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年規則第98号。以下「規則」という。）第2条（公文書開示請求書等）に規定する「公文書開示請求書（規則第1号様式）」に必要事項を記載し、提出することにより行うものとする。
- 2 開示請求に当たって必要な要件が満たされている場合には、郵送やFAX、又は電子申請（県ホームページ。公安委員会、警察本部及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）の利用により開示請求書を提出することができるものとする。

なお、本条第1項は、書面を提出することを定めているため、電話又は口頭による開示請求は認めないものとする。

また、電子メールによる開示請求については、誤送信や漏洩の危険性があることから認めないものとする。
- 3 開示請求書は、原則として開示請求する公文書1件につき1枚提出するものとする。ただし、同一の担当課（所）等に同一人から同じ内容の複数の公文書について開示請求があった場合は、当該複数の開示請求を1枚の開示請求書によって行うことを認めるものとする。
- 4 開示請求書は、原則として日本語で記載するものとする。
- 5 押印は、要しないものとする。
- 6 受付の窓口
 - (1) 本庁：沖縄県行政情報センター（以下「行政情報センター」という。）において、本庁各課等及び出先機関で管理する公文書について、公文書の開示請求の相談、案内及び開示請求書の受付を行うものとする。
 - (2) 出先機関：出先機関にあっては庶務担当課等において、当該出先機関で管理する公

文書について、公文書の開示請求等の相談、案内及び開示請求書の受付を行うものとする。

- (3) 公安委員会及び警察本部：警察情報センターにおいて、公安委員会及び警察本部で管理する公文書について、公文書の開示請求等の相談、案内及び開示請求書の受付を行うものとする。
- (4) 県が設立した地方独立行政法人：県が設立した地方独立行政法人にあっては事務局等において、当該法人で管理する公文書について、公文書の開示請求等の相談、案内及び開示請求書の受付を行うものとする。

7 公文書の特定

窓口においては、開示請求者の請求趣旨を把握して担当課（所）等と十分連絡を取るなどして公文書の検索を行うとともに、必要があると認められるときは、当該各課（所）等の職員の立会いの下に、公文書の特定を行うものとする。

8 開示請求書の補正

- (1) 本条第2項の規定による補正の求めは、補正通知書（規則第2号様式）によるものとする。
- (2) 補正通知書を受けた開示請求者が当該補正を行うときは、補正書（規則第3号様式）によるものとする。
- (3) なお、軽微な補正（明らかな誤字、脱字等）を行う必要がある場合には、実施機関において、職権で補正することができるものとする。

第7条 公文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを定めたものである。
- 2 条例の基本理念は原則開示であるが、公文書の開示により開示請求者以外の者の権利又は利益が侵害されたり、円滑な行政執行等が損なわれることがあってはならないので、それらとの調整を図るために定めたものである。

【解釈】

1 不開示情報の取扱い

本条例では、不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により、実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。

なお、個別の法令に定める一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の条例第7条第2号及び第3号等に該当する情報も開示されているところであり、各実施機関で行われている一般的な情報提供においても、第2号情報でも本人の同意がある場合に、第6号及び第7号に該当する情報でも情報提供の相手及び理由等を勘案し必要な場合に情報提供が行われており、本条例上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

2 開示の実施の方法との関係

本条例でいう「開示」とは、公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。

ただし、開示決定された公文書の開示の実施に当たり、公文書の保存及び技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（条例第17条（開示の実施）ただし書参照）。

3 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本条例では、何人も、開示請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断することとしている。

5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

【参考】

本条例に基づく実施機関の職員の開示行為と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の秘密を守る義務との関係

地方公務員法第34条（秘密を守る義務）は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。

同法第32条にも定められているように、職員がその職務を遂行するについて、法令、条例等に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員が条例の規定に従って情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、本条例の規定に基づいて公文書を開示する行為は、同法第34条第1項の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じない。

第7条第1号 法令秘情報

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、法令等の規定により、開示することができないと認められる情報については、本条例においても不開示とすることを定めたものである。
- 2 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものである（地方自治法第14条第1項）とされているため、法令の規定により開示することができないとされている情報は、本条例においても不開示とするものである。
また、他の条例の規定により不開示とされている情報については、本条例と他の条例とは一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、本条例においても不開示とするものである。

【解釈】

- 1 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- 2 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示してはならないことが定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的からみて開示できないと明らかに判断される情報をいう。

【運用】

本号に該当すると考えられる情報が記録されている公文書の例としては、次のようなものがある。

- 1 他目的使用が禁止されている情報
 - ・ 指定統計調査に係る調査票（統計法第40条第1項）
 - ・ 沖縄県統計調査に係る調査票（沖縄県統計調査条例第8条）
- 2 手続の開示が禁止されていることから、その記録の開示も禁止されていると解されるもの
 - ・ 沖縄県公害審査会の調停及び仲裁に係る記録（公害紛争処理法第37条及び第42条）
 - ・ 収用委員会の裁決に係る記録（土地収用法第66条第1項）
- 3 個別法により守秘義務が課されている情報
 - ・ 児童相談所の相談、調査等の記録（児童福祉法第61条）
 - ・ 県税申告書、県税更生等に関する書類（地方税法第22条）
- 4 なお、本条に該当すると認められる公文書は、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に基づく実施機関の裁量による開示の適用除外とされている。

第7条第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

【解釈】

1 個人に関する情報について、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用した。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等、個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙した。

2 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不相当で

ある。

- 3 「**事業を営む個人の当該事業に関する情報**」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と直接関係がない個人情報（家族状況等）もあり、それらは本号により開示するかどうかの判断が行われることになる。

- 4 「**当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの**」

「**特定の個人を識別することができるもの**」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「**その他の記述等**」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。

氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別される情報も本号本文に該当する情報である。

- 5 「**(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

- 6 「**特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの**」とは、匿名の作文、カルテ等個人の人格と密接に関連する情報や未発表の著作物等（特許申請をする前のアイディア、未発表の論文等）で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

- 7 「**ただし書 ア**」について

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととした。

- (1) 「**法令等の規定**」は、何人に対しても等しく当該情報を開示することを定めている規定に限られる。開示を求める者又は開示を求める理由によっては開示を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

- (2) 「**慣行として**」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例に

とどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「**公にされ**」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4) 「**公にすることが予定されている情報**」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

8 「**ただし書 イ**」について

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないことを定めたものである。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

9 「**ただし書 ウ**」について

(1) 「**公務員等**」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

なお、国家公務員及び地方公務員については、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

独立行政法人等については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表1に掲げる法人をいう。）の役員及び職員をいい、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいい、常勤であるか非常勤であるかを問わない。なお、本県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員に限らず、他の都道府県や市町村が設立した地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

(2) 「**職務の遂行に係る情報**」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

- (3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名及び職名並びに職務遂行の内容については、不開示とする個人情報から除外することを定めたものである。

ただし、公務員等の氏名について、公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと、そのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名については個人情報として保護することとした。

（参考）施行規則第2条

（条例第7条第2号ウの規則で定める職）

第2条 条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

【運用】

1 個人情報記録された公文書の一般的な取扱い

個人情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。

条例第3条（解釈及び運用）では、その後段において、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めているところであり、原則開示を基本理念とする本条例においても、個人情報についてはプライバシー保護の観点から、不開示を原則として最大限に保護するものとする。

したがって、特に本号ただし書の適用に当たっては、慎重に取り扱う必要がある。

2 個人情報記録された公文書の部分開示の取扱い

特定の個人であるかどうかを識別するのは、通常氏名及び住所をもって行われているので、氏名及び住所が記録されている公文書の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。

ただし、氏名及び住所等を削除することにより、特定の個人が識別されることなく、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に公文書の一部を開示することができるときは、当該氏名及び住所等を削除したその他の部分の公文書の開示をすることとする。

3 個人情報に対する本人開示の取扱い

特定の個人情報記録された公文書については、当該本人から開示請求があっても、本人以外の者からの開示請求と同様に不開示となるものである。

なお、このことは、開示請求権者がその権利を行使するため、開示請求書を提出して条例に基づく公文書の開示請求をしてきた場合の取扱いであって、従来から行っている情報提供まで禁ずるものではない。

情報提供は従来から行っており、条例の施行後も本条例の定める権利の行使に対

する本条例上の実施機関の義務の履行には当たらず、条例第7条（公文書の開示義務）とは直接はかかわりがないものである。したがって、当該情報について本人から申出があった場合には、情報提供として当該本人に閲覧等をさせても、本条例に違反することにはならないものである。情報提供として閲覧等をさせてよいかどうかは、地方公務員の守秘義務等本条例とは別個の基準により判断されることになる。

なお、実施機関が保有する個人情報については、個人情報保護条例により自己情報の開示が認められている。

4 本号に該当すると考えられる情報が記録されている公文書の例としては、次のようなものがある。

(1) 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報

- ・意識調査調査票
- ・宗教法人規則認証申請の信者名簿
- ・青少年個人相談カード
- ・生徒反省文
- ・図書等閲覧申込カード

(2) 心身の状況、体力、健康状態等に関する情報

- ・健康診断書
- ・特定疾患相談指導票
- ・精神衛生相談記録
- ・児童体力記録簿
- ・身体障害者手帳交付台帳

(3) 資格、犯罪歴、学歴等に関する情報

- ・履歴書
- ・身分証明書
- ・税理士登録申請書の写し
- ・学業成績

(4) 職業、交際関係、生活記録等に関する情報

- ・生活保護決定調書
- ・青少年個人相談カード
- ・生活相談記録

(5) 財産の状況、所得等に関する情報

- ・預金残高証明書
- ・固定資産評価書
- ・納税証明書
- ・財産調書
- ・所得証明書
- ・年金等受給者一覧
- ・土地等売買契約書

5 本号ただし書に該当すると考えられる情報が記録されている公文書の例としては、次のようなものがある。

(1) ただし書アに該当する情報

- ・法人役員名(商業登記法第10条等)
- ・個人の専用住宅に係る確認申請書のうち、建築計画概要書で閲覧することができる情報
- ・表彰者名簿
- ・受賞者名簿
- ・審議会委員名簿

(2) ただし書イに該当する情報

- ・病院(診療所、助産所)開設届に添付される医師免許証の写しのうち、医師の氏名
- ・急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可申請書
- ・河川占用許可申請書のうち、人の生命、財産等を保護するために開示する必要がある情報
- ・道路専用許可申請書のうち、人の生命、財産等を保護するために開示する必要がある情報

(3) ただし書ウに該当する情報

- ・会議等の復命書
- ・起案者名
- ・起案文書に押印された印影
- ・旅行命令簿
- ・決裁者名

6 本号ただし書イにより県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第16条第2項(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の手続が必要となる。

第7条第3号 法人等に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の、不開示情報としての要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報」
 - (1) 「法人」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、本条で法人から除外された独立行政法人等以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、外国法人その他法人格を有する団体をいう。
 - (2) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等であつて、法人格はないが、代表者、規約等が定められているものをいう。
 - (3) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号等において規定している。
 - (4) 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。
なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、1に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。
- 3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」
 - (1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。
 - (2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
 - (3) 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。
 - (4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人

等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

- 4 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

5 任意提供情報

本条例では、任意提供情報（実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの）については、その内容に即して実質的に開示・不開示が判断されるべきであるとの観点から、独立の適用除外事項としては設定していない。

不開示とすべき情報は、本号本文（法人等に関する情報）や条例第7条第7号（事務又は事業に関する情報）の不開示事由の枠内で十分対処できるものであり、更に、第三者の意見は、条例第16条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）で配慮されるので、第三者との信頼関係が不当に損なわれるものではないと考えられる。

【運用】

- 1 本号本文に該当する情報は、次のようなものが考えられる。
- (1) 生産技術上のノウハウ
 - ・製造工程図
 - ・製造方法概要書及び原料表
 - ・発明考案試作研究補助事業内容説明書
 - (2) 販売上のノウハウ
 - ・顧客名簿
 - ・工場設備投資計画書
 - ・新製品の販売計画書
 - (3) 信用上不利益を与える情報
 - ・協同組合不服申出書、検査請求書
 - ・不祥事件報告
 - (4) 経理、人事等の情報
 - ・内部監査実施状況報告書
 - (5) その他公にすることにより明らかに正当な利益を害するおそれがある情報
- 2 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、開示情報である。
- (1) 法令の規定により何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみ認めているもの等は、含まれない。）
 - ・法人に関する登記事項
 - (2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報（公表することが了承されている情報及び公表することが慣例となっている情報を含む。）
 - ・白書等でとりあげられている事業を営む者の事業概要

- (3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のため、自主的に公表した情報から何人でも知り得る情報
 - ・企業パンフレット等により公表された営業成績
 - (4) 情報が加工され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの
 - ・各種統計資料
 - (5) 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金等の交付に関する情報で、生産技術上又は営業上のノウハウ等を除いたもの
 - ・補助金交付申請書
 - ・貸付申請書
 - ・開発行為許可申請書
- 3 本号ただし書に該当する情報は、次のようなものが考えられる。
- ・食中毒発生施設と事件の概要
 - ・苦情食品連絡票のうち、人の健康等を保護するために開示する必要がある情報
 - ・食品衛生総点検実施結果のうち、人の健康等を保護するために開示する必要がある情報
 - ・宅地建物取引業者行政処分に係る公文書のうち、人の財産等を保護するために開示する必要がある情報
 - ・開発行為許可申請書に添付された法面検討書のうち、人の生命、財産等を保護するために開示する必要がある情報
- 4 本号ただし書により県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第16条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

第7条第4号 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの

【趣旨】

本号は、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有する公共の安全等に関する情報の、不開示情報としての要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有する情報を不開示情報とすることとした。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持することをいう。

【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- ・犯罪等に係る情報の提供者、被疑者、参考人等の住所及び氏名、提供された情報の内容等
- ・捜査関係事項照会文書、同回答文書
- ・毒物・劇物台帳
- ・麻薬、覚せい剤及び大麻の取扱業者名簿
- ・庁舎警備業務仕様書等

第7条第5号 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公安委員会又は警察本部長が実施機関である場合の公共の安全等に関する情報の、不開示情報としての要件を定めたものである。

【解釈】

- 1 公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき、相当の理由がある情報を不開示情報とすることとした。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 5 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 6 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。
保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- 7 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。
刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁

止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

8 「・・・おそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であると考えられることから、このような規定振りとしているものである。

【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- ・犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
- ・犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
- ・情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- ・犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報（犯罪の目標となることが予想される個人の行動予定、施設の所在や警備の状況に関する情報を含む。）
- ・被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報

第7条第6号 審議、検討等に関する情報

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

- 1 本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。
行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示としたものである。

【解釈】

- 1 「**県の機関**」とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。
- 2 「**国の機関**」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。
- 3 「**県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間**」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 4 「**審議、検討又は協議に関する情報**」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 5 「**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ**」
公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直

な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第5号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

6 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、県として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買占め、売惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

8 「不当に」

前記5、6及び7のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のことを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものである。

ことに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- ・議決前の予算要求見積書、組織・機構編成過程文書
- ・庁内事務担当者会議の会議資料・会議録等
- ・生活保護法による生活扶助の特別基準の設定に関する協議中の文書
- ・大規模小売店舗関係調査文書、薬事経済調査
- ・公表前のラスパイレス指数変動分析調査資料
- ・公表前の地価公示価格及び叙勲受賞者名簿
- ・検討中の各種施策に係るデータ等で科学的知見が得られていないものなど、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある情報
- ・検討中の道路新線のルート等に関する情報
- ・各種計画策定前の検討・調整資料
- ・表彰候補者の内申
- ・予算見積書及び添付資料
- ・未発表の調査研究結果論文及び資料
- ・賃金等実態調査票
- ・県立学校入学試験問題の検討及び決定過程の資料

第7条第7号 事務又は事業に関する情報

- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、アからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

【解釈】

- 1 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。
したがって、公にすることにより支障が生ずる場合には、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示とされる。
- 2 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではないので、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。
「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されること

から、事務又は事業に関する情報を公にすることによって、生じる種々の利益と不利益を比較衡量しなければならない。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

4 「本号 ア」について

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為等を助長したりするなどのおそれがある情報は不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると法規制を免れる方法を示唆するような情報は不開示とするものである。

5 「本号 イ」について

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

例えば、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

6 「本号 ウ」について

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や

研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

7 「本号 エ」について

人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること。）に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

8 「本号 オ」について

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第1号の国営企業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける地方公営企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、条例第7条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- 1 「本号ア」に該当する情報
 - ・各種監査、検査の方針、立入検査計画書、指導監査における重点事項等
 - ・県税の徴税方法に関する資料
 - ・各種の試験問題及び採点基準
- 2 「本号イ」に該当する情報
 - ・用地買収計画案
 - ・労使交渉記録
 - ・物件補償価額及び土地売買価額に関する資料
 - ・訴訟に関する弁護士との打合せ経過、準備書面案、証人申請案
 - ・設計単価表
 - ・損失補償標準書
- 3 「本号ウ」に該当する情報
 - ・試験研究機関で実施中の研究に関する情報であって、現時点で開示すると研究の公正で能率的な継続が明らかに阻害されるもの
- 4 「本号エ」に該当する情報
 - ・懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報
- 5 「本号オ」に該当する情報
 - ・県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が経営する企業の技術上のノウハウに関する情報

第8条 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における、実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 公文書のどの部分に、不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

イ 公文書の記載の一部を除くことは、複写機で作成したその複写物に墨を塗り、再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに区分し、分離することが困難であるということにはならない。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにすると観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。

2 第2項関係

特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名等）及びその他の部分（当該個人の行動の記録等）とから成り立っており、全体が一つの不開示情報を構成している。

このため、第1項の規定によっても、全体として不開示となることから、個人を識別させる氏名等を除いた部分を開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、部分開示とするよう特例を定めたものである。

(1) 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益

が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

なお、カルテ、反省文等、個人の健康状態、人格と密接に関連する情報及び未発表の著作物などの情報は、個人を識別させる部分を除いてもなお、開示すると個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

- (2) 「**同号の情報に含まれないものとみなして**」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた情報は、条例第7条第2号の個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。

第9条 公益上の理由による裁量的開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる場合について定めたものである。

【解釈】

1 「第7条第1号に該当する情報を除く」

条例第7条第1号に該当する情報（法令秘情報）は、本条による開示の余地がないものであるが、念のため規定するものである。

2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合を意味する。

同条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第2号）及び法人等に関する情報（同条第3号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあるとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な場合には、開示をしなければならない。（個人に関する情報については、同条第2号ただし書イ、法人等に関する情報については同条第3号ただし書参照）

このほか、審議、検討等に関する情報（同条第6号）においては、「不当に損なわれるおそれ」とし、例えば、素直な意見交換が損なわれるおそれがあるとしても、不当に損なわれるものでなければ開示することとなり、事務又は事業に関する情報（同条第7号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしても、「適正な遂行」でなければ開示することになる。

以上のように、同条各号においても、当該規定により保護する利益と、当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、同条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があるとして認められる場合には、開示することができるものである。

3 「当該公文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認められたにもかかわらず公文書を開示しないことは想定できないが、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（不開示情報を開示すること）からも明らかにおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の裁量権を認める規定である。なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的開示」としている。

【運用】

1 運用に当たっては、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害することのないよう十分配慮することが望まれる。

そのためには、実施機関は、不開示とすることにより保護される利益をなお上回る公益上の必要性の特別な理由を、文書で具体的に説明する必要がある。

- 2 本条により県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第16条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

第10条 公文書の存否に関する情報

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで拒否することができることを定めたものである。

【解釈】

1 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示（全部又は一部）決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不存在による不開示決定を行うことになる（条例第11条（開示請求に対する措置）参照）。

したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

2 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

例えば、特定の個人名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。

このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号（第1号を除く。）の不開示事項の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

3 公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第8条（理由の提示）及び条例第14条（理由付記）に基づき、処分の理由を示す必要がある。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

【参考】

沖縄県行政手続条例（抄）

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付種類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示

せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【運用】

- 1 本条を不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要がある。
- 2 本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。
 - (1) 特定の個人の病歴に関する情報（条例第7条第2号）
 - ・ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、条例第7条第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。
 - (2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（条例第7条第3号）
 - ・特定企業を名指しして、新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。
 - (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報（条例第7条第4号及び第5号）
 - ・犯人が無関係の第三者に依頼して、内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該公文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。
 - (4) 政策決定の検討状況の情報（条例第7条第6号）
 - ・道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。
 - (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（条例第7条第7号）
 - ・保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように、特定分野に限定した開示請求が出された場合、公文書は存在するが、条例第7条第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

第11条 開示請求に対する措置

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は開示請求に対して、開示（全部又は一部）又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

(2) 「その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」

開示決定を受けた者が、開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものである。

なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

2 第2項関係

(1) 「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）」

開示請求に係る公文書について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の公文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る公文書のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には以下のケースが該当する。

ア 開示請求に係る公文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

イ 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定により、開示請求を拒否する場合

ウ 開示請求に係る公文書を、当該実施機関が保有していない場合又は開示請求の対象が、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないとき。

エ 開示請求の対象が、条例第18条（他の制度との調整）の規定により、本条例による開示請求の対象外のものであるとき。

オ 公文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき。

カ 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき。

実施機関の事務を混乱、停滞させること目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考え

られる。

(2) 「その旨を書面により通知しなければならない。」

不開示決定をした旨を、書面で開示請求者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る公文書の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、沖縄県行政手続条例第8条（理由の提示）及び条例第14条（理由付記）に基づく理由の提示及び行政不服審査法第57条（三月後の教示）に基づく教示（不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき処分庁、不服申立てをすることができる期間）を書面により行うことが必要である。

【運用】

本条による通知は、規則第3条（公文書開示決定通知書等）に規定する次の書面で行う。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 「公文書開示決定通知書（規則第4号様式）」
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 「公文書部分開示決定通知書（規則第5号様式）」
- (3) 公文書を開示しない旨の決定（(4)及び(5)以外） 「公文書不開示決定通知書（規則第6号様式）」
- (4) 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 「公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第7号様式）」
- (5) 開示請求に係る公文書を保有していないとき 「公文書不存在による不開示決定通知書（規則第8号様式）」

第12条 開示決定等の期限

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して15日）及び延長可能な期間開示（開示請求があった日から起算して最大45日）を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「開示請求があった日」とは、受付窓口で形式的不備のない開示請求書が到達した日を指す。

行政情報センターで收受した場合は、行政情報センターから実施機関あてに送付した開示請求書が実施機関に到達し、実施機関が当該開示請求書を受理した場合、行政情報センターで收受した日が「開示請求があった日」となる。

(2) 「開示請求があった日から起算して15日以内」について、決定期間の満了日は、開示請求書を收受した日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となる。ただし、15日目が休日に当たるときは、休日の翌日をもって満了日とする。（※沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）第2条参照）

(3) 本項は、開示決定等の期限を定めた規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は開示決定等をしたときは、速やかに条例第11条各項に規定する通知を行う必要がある。

(4) 「補正に要した日数」とは、実施機関が条例第6条第2項の規定により補正を求めたから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当でない。

なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図ったものである。

ア 形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

イ 開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなる。

(5) 相当の期間を定めて補正を求めることと、開示決定等の期限との関係

条例第6条第2項において、「相当の期間を定めて」補正を求めることとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示

決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。

2 第2項関係

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し本条第1項に規定する期間内に、開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る公文書の量の多少、②開示請求に係る公文書の開示・不開示の審査の難易、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、条例第16条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、公文書に記録されている情報の量が大量であるため、第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。

(2) 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して45日以内に処理すればよいことになる。

(3) 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である「開示請求があった日から起算して15日以内」に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを指す。

【運用】

本条による通知は、規則第4条第1項に規定する「公文書開示決定等期間延長通知書（規則第9号様式）」で行う。

第13条 開示決定等の期限の特例

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。
本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。
 - (1) 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
 - (2) 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
 - (3) 相当の期間（(1)の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。
- 2 「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」
開示請求に対し、条例第12条第2項の規定を適用し、処理期限を45日まで延長したとしても、開示請求に係る公文書のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。
「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。
「開示請求があった日から起算して45日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。
「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する実施機関が、遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。
- 3 「開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」
「相当の部分」とは、開示請求を受けた実施機関が、通常45日以内に開示決定等がで

きる分量を意味する。著しく大量な公文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

4 「残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」

当該開示請求のすべてを処理できない事情にかんがみ、当該残りの公文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの公文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの公文書について、実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

5 「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

(1) 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、条例第12条第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

(2) 「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求があった日から起算して15日間（補正に要した期間を除く。）を指す。

(3) 「その理由」とは、本条を適用することが必要となった事情を、一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

(4) 「残りの公文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

【運用】

本条による通知は、規則第4条第2項に規定する「公文書開示決定等期間特例延長通知書（規則第10号様式）」で行う。

第14条 理由付記

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

【趣旨】

本条第1項は、条例第11条（開示請求に対する措置）各項の規定により、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、理由の提示が必要であること、また、その場合は、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。

第2項は、第1項で提示した理由により公文書の全部又は一部を開示しないときに、当該理由がなくなる期日を明示することができるときは、当該期日を書面に記載しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をする場合のほか、不存在の決定及び存否応答拒否をする場合を含むものである。

ア 不存在決定の理由としては、不作成、未取得、廃棄等がある。

イ 存否応答拒否をする場合の理由は、当該開示請求に係る公文書が仮に存在する場合、どの不開示条項に該当し、当該公文書の存在等を明らかにすることがなぜ不開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

(2) 理由の付記は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。

したがって、開示請求を拒否する処分を行う場合には、本条の趣旨に即し、不開示の理由を明確に付記しなければならない。

2 「当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるとき」とは、一定の期間を経過することにより、一部開示又は不開示とした理由が消滅することが確実であり、その理由の消滅する期日を明示することができる場合をいう。

「期日」とは、確定している年月日のことであり、その期日が不確定の場合はこれに当たらない。

なお、この期日の明示は、公文書を開示できるようになる期日を教示するものであり、当該公文書について当該期日に公文書の開示をする決定ではない。したがって、開示請求者は、その期日以後に改めて、公文書の開示を請求する必要がある。

第15条 事案の移送

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

【解釈】

開示請求に係る公文書が、他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

1 第1項関係

- (1) 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が、他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断にゆだねた方が適当な場合である。
- (2) 「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

2 第2項関係

「移送前にした行為」には、条例第6条第2項の開示請求書の補正など、本条例に基づき移送前にした行為をすべて含む。移送前にした行為が、移送後も移送を受けた実施機関の長の行為として有効となるよう規定したものである。

3 第3項関係

- (1) 移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確化するために規定したものである。
- (2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。」

とは、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。

例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供、②開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）、③他の実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る公文書の写しの提供又は原本の貸与、④原本を閲覧する方法による開示の実施のための公文書の貸与又は場所（当該公文書を保有している実施機関の組織の事務所）提供などの協力が考えられる。

4 その他

- (1) 移送は専ら実施機関の内部の問題であることから、開示決定等の期限については、条例第12条第1項により、当初の開示請求のあった時点から進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものである。
- (2) また、開示請求権者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わる（再移送）は適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- (3) 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が当該請求に係る公文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が当該請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。

【運用】

本条による事案の移送は、沖縄県情報公開事務取扱要綱（平成13年11月20日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3の4(2)に規定する「開示請求事案移送書（要綱第2号様式）」を移送先の実施機関に送付して行い、開示請求者への通知は、規則第5条（事案移送通知書）に規定する「事案移送通知書（規則第11号様式）」で行う。

第16条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第16条** 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第21条第3項及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【解釈】

第三者に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとともに、公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならないとし、また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を開けて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

1 第1項関係

- (1) 本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである。意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断にゆだねている。

- (2) **意見を聴くことができる「第三者」の範囲**から、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、県、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、広い意味での国家機関であって、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

- (3) **「開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を通知して」**

「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、規則で定めるとしており、①開示請求の年月日、②開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容及び③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限が定められている（施行規則第3条（条例第16条第1項の規則で定める事項）参照）。

- (4) **「意見書を提出する機会を与えることができる。」**

開示・不開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が、条例第7条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る公文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

2 第2項関係

- (1) 本項は、公益的開示の場合は、当該公文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

- (2) **「当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」**

ア 「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る公文書の他の情報に係る第三者は含まない。

イ 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、知事が規則で定める（施行規則第3条（条例第16条第1項の規則で定める事項）参照）。

ウ 第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

- (3) **「当該第三者の所在が判明しない場合」**

実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合、第三者が死亡している場合や解散している場合は、本項ただし書の対象となる。

3 第3項関係

- (1) 本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

公文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消

訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えた第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

(2) 「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」

ア 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

イ 「開示決定をするとき」とは、公文書の全部開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

ウ 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。

(3) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」とは、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

(4) 「開示決定後直ちに、・・・開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。」

ア 「通知」は、第三者が争訟の提起のために、必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

イ 「その理由」は、第三者に係る情報が、不開示情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による開示が必要と判断した理由を記載するものとする。

【運用】

本条第1項及び第2項による意見照会は、規則第6条第1項及び第2項に規定する「公文書の開示に係る意見照会書（規則第12号様式）」で行い、意見照会に対する意見は、同条第3項に規定する「公文書の開示に係る意見書（規則第13号様式）」で行うものとする。また、本条第3項による通知は、規則第6条第4項に規定する「公文書を開示決定した旨の通知書（規則第14号様式）」で行うものとする。

第17条 開示の実施

第17条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の開示について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈】

1 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という、視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。

開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってきた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

2 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複写したものなどの交付が定められている（施行規則第5条（条例第17条の規則で定める方法）参照）。

3 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧（ただし書）

文書又は図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

【運用】

公文書の開示の実施については、規則第7条（公文書の開示）及び事務取扱要綱第3の6参照。

第18条 他の制度との調整

- 第18条** 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
 - 3 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この章の規定は適用しない。

【趣旨】

本条は、本条例と他の法令等による制度との調整について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「他の法令等」とは、法律、政令、府省令、その他命令、条例をいう。本条の調整の対象となる規定は、何人にも開示することとされているものである。

(2) 「何人にも」

本条の調整措置の対象となる規定は、公文書が「何人にも」開示することとされているものに限るものである。

(3) 「(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)」

他の法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

(4) 「ただし、当該他の法令又は条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」

他の法令等の規定において、何人にも公文書を開示することとされてはいるものの、例えば、「…正当な理由がなければこれを拒むことはできない」（例 河川法第12条第4項）、「…おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」（例 更生保護法第97条第2項）とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならない。

2 第2項関係

「縦覧」は、条例第17条（開示の実施）本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、同条本文の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

3 第3項関係

- (1) 県立図書館その他これに類する県の施設又は機関において、県民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等の資料については、本条例の規定に基づく公文書の閲覧、聴取、視聴及び写しの交付の規定は、適用しない趣旨である。
- (2) 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。
 - ・行政情報センター
 - ・宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナー（以下「行政情報コーナー」という。）

第19条 費用負担

第19条 第5条の規定による請求をして、公文書（第17条ただし書の規定による公文書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、知事又は県が設立した地方独立行政法人が別に定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めたものである。

【解釈】

「写しの交付」に要する費用の徴収は、実費徴収としての性格を有するものである。

「写しの作成及び送付に要する費用」とは、写しの作成に要する複写料及び送付に要する郵送料等である。

【運用】

- 1 公文書の写しには、文書又は図画の場合は、複写機により複写したもの及びスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写したもののほか、電磁的記録の場合は、録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、光ディスク等に複写したものもある。
- 2 写しの交付に要する費用として徴収する額のうち、写しの作成に要する費用の額は、令和元年沖縄県告示第278号（以下「告示」という。）の表その他実施機関の規則等で定めるところによるものとし、写しの送付に要する費用の額は、郵便料金とする。なお、用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 複写機による作成については、原則として、日本産業規格A列3番（以下「A3という。」）までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 4 告示の表の区分の欄に掲げる複写の方法は、実施機関が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 5 告示の表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。
- 6 費用徴収を行う機関は、以下のとおりとする。
 - (1) 本庁：行政情報センター（企業局及び病院事業局においては各局所管課）
 - (2) 出先機関：開示請求を受けた出先機関
 - (3) 公安委員会及び警察本部：警察情報センター
 - (4) 県が設立した地方独立行政法人：開示請求を受けた当該法人
- 7 費用の徴収は、費用徴収を行う機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）の出

納員又は金銭分任出納員、県が設立した地方独立行政法人が行うものとする。この場合の歳入の科目は、(款) 諸収入・(項) 雑入・(目) 雑入・(節) 雑入(県が設立した地方独立行政法人を除く。) とする。

- 8 費用徴収については、写しの作成に要する複写料は現金、郵便為替、現金書留又は納入通知書(行政情報センター、警察情報センター及び県が設立した地方独立行政法人を除く。)とし、写しの送付に要する郵便料金は切手とする。
- 9 写しの作成に要する複写料については、消費税法第6条第1項、同法別表第1及び別表第3に基づき、非課税となる。

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該法人に対して、行政不服審査法の規定による審査請求ができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 行政不服審査法の「行政庁」とは、処分権限を有する者をいい、一般には国又は地方公共団体の機関が該当するが、個々の法令において独立行政法人、特殊法人、認可法人のほか、いわゆる指定法人等に処分権限が与えられている場合もある。
- 2 本条例は、第2条第1項で「県が設立した地方独立行政法人」は実施機関であると規定したことにより、当該法人に開示決定等の処分権限を付与することとなるため、県が設立した地方独立行政法人は行政不服審査法にいう「行政庁」と解されることとなる。
なお、県が設立団体である地方独立行政法人には、上級行政庁が存在しない。
- 3 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があった場合には、条例第21条第1項の規定に従い、原則として審査会に諮問しなければならない。その後の手続等は、知事等の実施機関と同様である。

第20条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に定める審理員に関する規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 行政不服審査法第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審査庁に属する職員のうちから審理員を指名しなければならない旨規定しているが、同項ただし書において、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている。

本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）において公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を除外することとしている。

- 2 本条例に基づき、行政不服審査法第9条第1項本文で定める審理員に関する規定を適用除外としたことにより、同条第3項の読み替え規定に基づき、審理員手続における「審理員」は「審査庁」と読み替えられることとなり、弁明書の作成や送付（同法第29条第2項及び第5項）、反論書や意見書の提出期間の設定（同法第30条第1項及び第2項）、審理手続の終結（同法第41条各項）など、本来、審理員が実施する事務を審査庁において実施することとなる。

審査庁は、審査請求を受け、これに対する応答として裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁の上級行政庁が審査庁となり、処分庁に上級行政庁がない場合は、当該処分庁が審査庁となる（同法第4条）。

第21条 審査会への諮問

- 第21条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は（以下「諮問実施機関」という。）は次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、実施機関（処分庁）に対する行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関（審査庁）は原則として審査会に諮問するとともに、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを義務づけるものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」

開示決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」にあたり、開示決定等について不服がある者は、同法により、処分庁の最上級行政庁（上級行政庁がないときは処分庁）に対する審査請求をすることができるものである。

(2) 審査請求が行われる場合としては、不開示決定等に対して、開示請求者が当該決定の取消しを求める場合や、第三者に関する情報が記録された公文書の開示決定に対して、当該情報に係る第三者が決定の取消しを求める場合がある。

(3) 開示請求に係る不作為は、開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関が開示請求に対して何らの処分もしない場合をいう。

2 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。」

(1) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた実施機関（審査庁）をいう。「裁決」とは、実施機関（処分庁）が行った開示又は不開示等の決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求に対し、裁決をするべき実施機関（審査庁）が行う判断のことをいう。

- (2) 審査請求があった場合、審査請求を受けた実施機関（審査庁）は、行政不服審査法に基づき審査を行うこととなるが、本項第1号又は第2号に該当する場合を除き、当該審査請求の公正さを保つため、審査会に諮問を行い、答申を受けて裁決を行うこととしている。

実施機関が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、当然尊重されるべきものである。

3 第1号関係

「**審査請求が不適法であり、却下する場合**」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当するケースとしては、例えば次のような場合がある。

- (1) 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月」。行政不服審査法第18条（審査請求期間）参照）の経過後にされたものである場合。
- (2) 審査請求をすべき行政庁を誤ったものである場合。
- (3) 審査請求人として適格性のない者からの審査請求である場合。
- (4) 存在しない開示決定等についての審査請求である場合。
- (5) 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求である場合（行政不服審査法第23条（審査請求書の補正）参照）。

4 第2号関係

- (1) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。
- (2) 第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。
- (3) 「**裁決で、審査請求の全部を認容し**」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、不開示決定を取り消す場合を意味する。

実施機関（審査庁）が裁決で不開示決定を取り消した場合、裁決は実施機関（処分庁）を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条（裁決の拘束力））ので、原処分庁は開示決定を行うことになる。

- (4) 「**裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合**」とは、裁決で原処分を開示する旨の決定に変更する場合を意味する。
- (5) 「**当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合**」とは、開示請求者が不開示とされた公文書のうち、一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。
- (6) 「**(当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。)**」とは、紛争の一次的解決を図る趣旨である。

反対利害関係人が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、不開示決定を取り消

し、公文書の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、情報公開審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては、審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち、条例第16条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、公文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、諮問義務から除かれる場合の例外として諮問しなければならないこととした。

5 第2項関係

「前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。」

本項は、実施機関（審査庁）が審査会へ諮問する際に、弁明書の写しを添付しなければならないことを定めたものである。

弁明書とは、処分についての審査請求の場合は当該処分を行ったこと、不作為についての審査請求であれば処分を行っていないことの理由を説明した書面である。

6 第3項関係

本条は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを、諮問実施機関に義務付けるものである。

(1) 通知義務

審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに書面により通知しなければならないこととした。

(2) 通知すべき相手方

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に参与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）としている。

ア 「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、行政不服審査法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じて当該審査請求手続に参加人として参加した者をいう。

イ 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

ウ 第3号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

第22条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することを目的とするものである。

【解釈】

- 1 本条各号のいずれかに該当する場合には、条例第16条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

条例第16条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条（裁決の効力発生））ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

2 第1号関係

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該公文書は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした。

3 第2号関係

開示請求に係る公文書の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間をおくこととした。

4 その他

- (1) 本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨、及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(2) 裁決により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、処分庁が再度行う当該公文書の開示決定は条例第11条第1項に基づくものであるから、条例第16条第3項が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

【運用】

公文書の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る公文書の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項若しくは第3項の規定により、処分の取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

第2節 沖縄県情報公開審査会

第23条 設置及び組織

- 第23条** 第21条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、知事が委嘱する委員5人以内で組織する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
 - 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

【趣旨】

本条は、知事の附属機関である審査会の設置及び組織等について定めたものである。

【解釈】

- 1 「第21条第1項の規定による諮問に応じ」とは、すべての実施機関の諮問に応じてということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても審議を行うものである。
- 2 「情報公開に関する重要事項」とは、公文書開示制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善及び情報提供の推進を図るための必要な事項等をいう。
- 3 委員は再任されることができることとしている（第5項）。また、任期が満了しても後任者が不在である場合を想定し、その際の調査審議の停滞を回避するため、後任者が任命されるまでは任期満了後も引き続き職務を行うこととしている（第6項）。
- 4 第7項は、審査会の委員には、法令上守秘義務について定めた明文の規定がないので、審査会の機能にかんがみ、委員に対して守秘義務を課しているものである。
なお、守秘義務違反については、罰則を設けている（条例第40条（罰則））。

第3節 審査会の調査審議の手続

第24条 審査会の調査権限

- 第24条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

本項は、いわゆるインカメラ審理（開示決定等に係る公文書を直接見て審議すること。）の手続を定めたものである。

審査会において、諮問実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が、開示決定等に係る公文書を実際に見分することが有効であることから、審査会が開示決定等に係る公文書について、インカメラ審理を行うことができることとした。

(1) 「必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該事案に対して、迅速かつ適正に判断を行うために必要であると認めるときをいう。

(2) 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」

審査会に提示された係争公文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該公文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、審査会の委員以外の者がこれを閲覧することは不適當である。このため、何人も審査会に対して、提示文書の開示を求めることができないことを明記したものである。

2 第2項関係

諮問実施機関は、審査会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等に係る公文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定したものである。

3 第3項関係

(1) 「開示決定等に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」

一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

特に、公文書の量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、審査会の審議に際し、不開示の公文書と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類(ヴォーン・インデックス)を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示(特に部分的な不開示)とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

(2) ヴォーン・インデックスを求める時期、特に当該公文書を実際に見分することの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。

また、「**審査会の指定する方法**」については、公文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

4 第4項関係

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に、陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査ができることを定めたものである。

(1) 「**適当と認める者**」とは、行政不服審査法第34条(参考人の陳述及び鑑定の要求)の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである(ただし、行政不服審査法では審理員がこの第三者を選ぶのに対し、本項では審査会が選ぶ点が異なっている。)

「**その知っている事実**」とは、参考人自らが直接見分した事実であつて、その者の持つ意見ではない。

(2) 「**鑑定**」とは、特別の学識経験によつてのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。

(3) 「**その他必要な調査**」とは、諮問実施機関に対する口頭での説明要求、物件の提出要求、実地調査等をいう。

第25条 意見の陳述

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する口頭による意見陳述について定めたものである。

【解釈】

1 審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（条例第24条（審査会の調査権限）参照）。

本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したものである。

2 行政不服審査法による意見陳述との関係

本条の規定は、行政不服審査法第31条（口頭意見陳述）の規定とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

したがって、審査請求人等は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第31条（口頭意見陳述）の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができる。

3 第1項関係

「審査請求人等」とは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関のことである（条例第24条第4項参照）。

4 第2項関係

「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって、審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。

補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は審査請求人又は参加人を補佐して発言できるととどまるものと解される。

「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられる。

第26条 意見書等の提出

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めたものである。

【解釈】

- 1 「意見書」とは、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他のものである。

- 2 意見書又は資料の提出時期については、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。
当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受取を拒否することができる。
「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第27条 提出資料の写しの送付等

- 第27条** 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
 - 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会が、審査請求人等から提出された意見書又は資料（以下「資料等」という。）の写しを送付することや、審査請求人等から審査会に対し、資料等の閲覧を求めることができる権利を定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

審査会において、審査請求人等が主張を尽くすことができるように、条例第24条第3項及び第4項に基づき審査会が審査請求人等に提出を求めた資料等及び条例第26条（意見書等の提出）に基づき審査請求人等が提出した資料等について、その写しを提出者以外の審査請求人等に送付する旨を定めたものである。

ただし、資料等を送付することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」は、送付を行わないこととしている。

「第三者」とは、審査会に提出された資料等にその情報が含まれる第三者であり、条例第17条（開示の実施）が定める開示決定等に係る公文書に自分の情報が含まれている第三者と同一であるとは限らない。「第三者の利益を害する」とは、例えば、プライバシーを侵害したり、営業上の秘密を露顕させたりする場合である。

「その他正当な理由があるとき」とは、資料等に非公開情報が記載されているときや、資料等から不開示情報の全部又は一部の内容が推測されるときなど、送付を行わないことに合理的な理由がある場合をいう。

なお、資料が音声や映像など、電磁的記録として提出される場合も考えられるが、その場合は、どのような内容の資料であるかが分かる目録等を作成して審査請求人等に送付すれば足りる。

審査請求人等が、実際に当該電磁的記録の内容を確認したい場合は、本条第2項に基づき、改めて閲覧を求めることとなる。

2 第2項関係

審査請求人等から審査会に対し、資料等の閲覧を求めることができる権利を定めたものである。ただし、この場合において、資料等の閲覧により、第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合や、その他正当な理由がある場合には、審査会はその閲覧を拒むことができる。

なお、第三者の利益を害するおそれがあると認められ、又は正当な理由があるとして資料等の写しを送付しなかった場合には、本項の閲覧の求めに対しても同様の対応をすることとなるものと考えられる。

閲覧の求めは、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会における調査審議がほぼ終結した段階における閲覧の求めや、審査会における調査審議を遅延させること等を目的とする閲覧など、権利の濫用にあたりと認められる場合も閲覧を拒むことができる。また、審査会の答申後は、閲覧を求めることは認められない。

3 第3項関係

第3項は、資料等の送付をし、又は閲覧させようとするときは、原則として、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出者の意見を聴くこととしている。

ただし、意見聴取は参考意見としての聴取であり、提出者に拒否権を与えるものではないため、審査会が提出者の意見等を聴く必要がないと認めるときには、意見聴取をせずとも送付又は閲覧に供することができる。

4 第4項関係

審査会は、本条第2項の規定により資料等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができる。

第28条 調査審議手続の非公開

第28条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

審査会の調査審議は、公文書の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。

このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開とすることとした。

なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものと考えられる。

第29条 答申書の送付等

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

【解釈】

- 1 審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。
なお、答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。
- 2 公表するものを答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申書には審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれているため、それを除いて公表するという趣旨である。

第30条 規則への委任

第30条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手續に関する細目的事項について、知事が規則で定めることができることとするものである。

【解釈】

本条の規定により、沖縄県情報公開審査会規則（平成13年沖縄県規則第99号）が定められている。

第4章 情報提供の推進

第31条 情報提供の推進

第31条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握し、その有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

【趣旨】

「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めたものである。

【解釈】

「**情報提供**」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）等での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

第32条 行政資料の積極的収集等

第32条 県は、県民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するため、刊行物その他の行政資料を積極的に収集し、適正な管理を行うとともに、閲覧のための施設の充実及び行政資料の目録の整備に努め、広く県民の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するため、行政資料の積極的な収集と利用について定めたものである。

【解釈】

県の各機関は、それぞれの業務に係る国、他の地方公共団体等の行政資料を積極的に収集し、閲覧のための施設の充実、行政資料の目録の整備など県民の利用しやすいシステムづくりに努めるものとする。

第33条 出資等法人の情報公開

第33条 県が出資その他財政上の援助を行う法人であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、当該出資等法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、その情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が出資その他財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈】

1 出資等法人は、県とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、県が出資その他の財政上の支出・援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があることから、出資等法人の設立趣旨や自立性に配慮しつつ、出資等法人が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、実施機関に対しては、出資等法人の情報公開について指導する責務を課すこととした。

2 「実施機関は、出資等法人に対し、その情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努める」とは、実施機関が出資等法人に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、標準的な規定（モデル要綱）を示すなどして指導を行うことをいう。

【情報公開に努める法人として指定した法人】

知事が指定した法人：「令和元年沖縄県告示第245号」参照

【参考】 規則第11条 出資等法人

（出資等法人）

第11条 知事は、条例第33条第1項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、沖縄県公報により告示するものとする。

第5章 雑則

第34条 公文書の検索資料の作成

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「公文書の検索に必要な資料」とは、各実施機関において定める公文書目録等をいう。
- 2 「一般の利用に供する」とは、上記の検索資料を公文書を開示する窓口に備え、県民がいつでも閲覧し得る状態におくことをいう。

【運用】

- 1 行政情報センターは、本庁各課等及び出先機関の検索資料を備え置き、一般の閲覧に供するとともに、随時、相談に応ずるものとする。
- 2 行政情報コーナー及び出先窓口は、当該出先機関の検索資料を備え置き、来訪者から閲覧を求められたときは、これに応ずるものとする。

【参考】

- 1 規則第12条で定める公文書の検索に必要な資料（事務取扱要綱第5参照）
 - (1) 共通文書分類表・文書分類表（沖縄県文書編集保存規程第8条）
 - (2) 電磁的記録管理簿（沖縄県電磁的記録管理規程第1号様式）
- 2 その他
 - (1) 沖縄県刊行物目録（条例第31条【解釈】参照）
 - (2) 沖縄県行政資料目録検索システム（行政情報センターHP掲載）
 - (3) 沖縄県文書ファイル検索システム（総務私学課HP掲載）

第35条 公文書の管理体制の整備

第35条 実施機関は、公文書の適切な保管及び迅速な検索を行うため、公文書の管理体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の管理体制の整備について定めたものである。

【運用】

公文書開示制度は、公文書の管理体制がこれに十分対応できるものであるということが前提条件であるため、実施機関は、公文書が適切に整理・保管され、迅速かつ的確な検索ができるよう公文書の管理体制の整備に努めるものとする。

第36条 条例の周知

第36条 県は、県民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が本条例の周知を図ることを定めたものである。

第37条 運用状況の公表

第37条 知事は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、公文書の開示の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

【運用】

公表は、県公報に登載することにより行うものとする。

第38条 適用除外

第38条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされているものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「行政機関情報公開法」という。）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

行政機関情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により行政機関情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

第39条 委任

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、本条例を施行するに際して必要な事項を、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【運用】

- 1 知事が保有する公文書の開示に関する規則（平成13年沖縄県規則第98号）の規定の例によるもの
 - ・ 沖縄県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年議会告示第2号）
 - ・ 沖縄県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年教育委員会規則第10号）
 - ・ 沖縄県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年監査委員告示第4号）
 - ・ 沖縄県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年選挙管理委員会告示第55号）
 - ・ 沖縄県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年人事委員会規則第27号）
 - ・ 沖縄県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年地方労働委員会告示第3号）
 - ・ 沖縄県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年内水面漁場管理委員会告示第1号）
 - ・ 沖縄海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年海区漁業調整委員会告示第1号）
 - ・ 沖縄県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年収用委員会規則第2号）
 - ・ 沖縄県公営企業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成13年企業局管理規程第3号）
 - ・ 沖縄県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成18年病院事業局管理規程第2号）
 - ・ 公立大学法人沖縄県立芸術大学が保有する公文書の開示等に関する規程（令和3年公立大学法人沖縄県立芸術大学規程第8号）
- 2 実施機関が定めるもの
 - ・ 公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成14年公安委員会規則第10号）
 - ・ 警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程（平成14年警察本部告示第39号）

第40条 罰則

第40条 第23条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものである。

【解釈】

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、条例第23条第7項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附 則

附 則（平成13年10月23日公布）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、施行日以後に当該公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 この条例の施行の際現になされている改正前の沖縄県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による公文書の公開請求は、新条例第5条の規定によってなされた公文書の開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条第1項に規定する不服申立ては、新条例第20条に規定する不服申立てとみなす。
- 5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により沖縄県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、施行日に、新条例第23条第3項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第23条第4項本文の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

- 7 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成14年10月23日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第44号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の（中略）沖縄県情報公開条例（中略）（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後改正後の（中略）沖縄県情報公開条例（中略）（以下「改正後の条例」と総称する。）に規定する病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為と見なす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定に病院事業の管理者に対してなされた申請その他の行為と見なす。

附 則（平成19年7月20日条例第34号抄）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第54号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条中沖縄県情報公開条例第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月28日条例第55号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、本条例の施行期日、施行に伴う経過措置等について定めたものである。